

平成 2 5 年

第 1 回 臨時市議会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	専決処分の承認について (平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第10号))	別 冊
2	専決処分の承認について (阿久根市税条例の一部を改正する条例)	1
3	専決処分の承認について (阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	4
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
4 1	固定資産評価員の選任について	8
4 2	平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)	別 冊

報告第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第 2 号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日

阿久根市長 西 平 良 将

専決処分する理由

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が公布されたことに伴い，阿久根市税条例の一部改正について専決処分する。

阿久根市条例第22号

阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年4月24日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第 3 号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に
より，次のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日

阿久根市長 西 平 良 将

専決処分する理由

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が公布さ
れたことに伴い，阿久根市国民健康保険税条例の一部改正について専
決処分する。

阿久根市条例第23号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号，第10条及び第26条において同じ。）」を加え，同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 12,750円

第10条第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め，同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 4,500円

第26条第1号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め，同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,925円

第26条第1号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め，同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,150円

第26条第2号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め，同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 6,375円

第26条第2号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め，同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,250円

第26条第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改

め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,550円

第26条第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 900円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

固定資産評価員の選任について

下記の者を，固定資産評価員に選任したいので，地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により，議会の同意を求める。

平成25年4月24日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	川 畑 宏 之
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

固定資産評価員 小 牟 田 伸 雄 氏の辞任の申出に伴い，川 畑 宏 之 氏を選任しようとするものである。